

○塩谷町手話言語条例

(令和2年3月19日条例第3号)

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うための言語として、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、社会においては、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることを制限され、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。しかし、手話が言語であるとの認識は、広く共有されている状況ではありません。

私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進や手話の普及に努め、手話を使用することができる環境を整えることにより、塩谷町民だけではなく、塩谷町を訪れる人を含む全ての人々が、心を通わせ、理解し合える地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、町が行う手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての人々が、相互に人格及び個性を尊重し、支え合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者(以下「ろう者」という。)が、手話により意思疎通を図る権利を有することを理解し、全ての人々が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話への理解を深め、その普及を図るための施策

- (2) 手話による町政情報の発信を推進し、手話による情報取得の機会の拡大を図るための施策
 - (3) 町民の手話を学ぶ機会の確保その他の手話による意思疎通の円滑化を図るための施策
 - (4) 手話通訳を行うものの配置の拡充及び処遇の改善等の、手話による意思疎通を支援する町民、事業者、関係団体及び医療機関が行う活動を支援するための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策
- 2 町は、前項の施策のほか、塩谷町障がい者福祉計画に基づき、手話に関する施策を実施するものとする。
- (1) ろう者に対し、手話による対応ができるよう、手話通訳者及び情報通信技術を活用した機器の設置等に努めるものとする。
 - (2) 医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 町は、災害時に備えて、ろう者に対し情報の取得及び意思疎通の支援に必要な対応を講じるよう努めるものとする。
- 4 町は、塩谷町立学校の設置に関する条例(昭和39年条例第15号)に規定する小学校及び中学校において、手話の啓発及び手話を学びやすい環境を整備するよう努めるものとする。
- 5 町は、第1項の施策を実施するときは、ろう者、障がい者関係団体、その他の関係者の意見を聴くものとする。
- 6 町は、ろう者が手話を使用しやすい環境を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- (町民の役割)
- 第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (事業者の役割)
- 第5条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。
- (関係団体の役割)
- 第6条 関係団体は、その活動を行うに当たり、町が実施する手話に関する施策を積極的に支援するよう努めるとともに、町が実施する手話の推進に関する施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。
- (医療機関の役割)
- 第7条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、聴覚障害の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話の理解のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 新生児聴覚スクリーニング検査において難聴が早期に発見された場合は、人口内耳装着のみならず、手話言語の獲得、習得の情報を提供できる環境整備をするよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。